

全国初！  
全国知事会先進政策人口対策分野第1位！



# 平成30年4月より、 県内全域での病児保育の広域利用が始まりました！！

## 内容

施設の相互利用ができるよ！



子どもが病気になったとき、保育園に子どもを預けることができず、困ったことはないですか？

「病児保育」は、このようなときに、とても役に立つ施設です。

県内全市町村の参加による協定締結により、病児保育施設を持たない市町村の住民であっても、平成30年4月より、県内にある全ての病児・病後児保育施設を自由に利用できるようになりました。

働いているお父さん・お母さんが、病気になった子どもを安心して預けられる体制を整えることにより、子育て世帯の仕事と子育ての両立を支援します！！

## 広域化で何がかわるの？

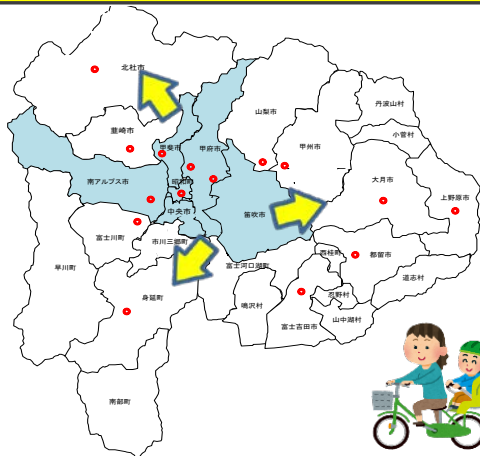
◇ 県内のどこに住んでいても、病児・病後児保育施設を自由に利用できます。

◇ 近くの施設が予約でいっぱいときは、他の市町村にある施設を利用することができます。

## 広域化のイメージ

甲府市を含む6市町で広域利用開始(H29年度～)

県内全域での広域利用開始 (H30年度～)



## 病児保育の利用の流れ

事前に確認してね！



① 事前の利用登録



② 子どもの発病（発症）



③ 登録した施設に「仮予約」の連絡



④ かかりつけ医を受診 ※連絡票への主治医の署名

入院の必要が無いと判断した場合

急性期の場合等  
入院 又は 自宅療養



⑤ 施設に「本予約」の連絡



⑥ 病児保育の利用 ※連絡票を持参



体調悪化等により  
受診 又は 自宅療養

⑦ 病児保育の終了



⑧ お迎え（利用料金支払）

※施設により「利用の流れ」が異なる場合があるため、事前に施設または市町村に確認して下さい。

※「対象児童の年齢」は0歳から小学6年生まで、「利用料金」は市内2千円、市外2千5百円程度ですが、施設によって異なる場合があるので、事前確認をお願いします。